

ISFJ2022

政策フォーラム発表論文

現物給付によるワークライフバランスの適正化¹

家事代行サービスと余暇時間の増加

慶應義塾大学
土居丈朗研究会
社会保障②
長坂大地
奥川陽太
灰原千裕
星野丈宇
村越立空

2022 年 11 月

¹ 本稿は、2022 年 12 月 10 日、11 日に開催される ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2022」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

日本人の労働環境は先進国の中で充実しているとは言い難い。ジェンダーギャップから見ると男性優位社会と言えるが、男女それぞれの労働状況を見ると「有償労働時間」だけでなく、家事や育児を含めた「無償労働時間」も合わせた総労働時間の長さが異常に長く性別にかかわらず働きすぎな社会である。そのため本稿では、労働時間と余暇時間を調整して男女のワークライフバランスを是正する政策を提言することを目的とした。特に、少子高齢化、人口減少局面である我が国の状況を鑑みて子育てと労働の両立を目指す。特に無償労働時間が長い子育て世帯についての政策を考えると育児休暇が挙げられる。安倍政権での「働き方改革」の後押しもあり、男性の育休取得率は上昇傾向にあるが取得期間は短く満足いく程度ではない。男性の育休が進まない理由は、職場の雰囲気や会社としての取り組み具合によることから関連法案を改正して、制度の周知を徹底することとなっているが、産業ごとの取得率に大きな差があり改革には時間がかかるだろう。また、取得率の高い女性においても継続就業率が低いことから、育休取得率に着目する政策は効果が薄いとわかった。そのため、他の子育て対策が必要であると判断した。続いて他の子育て支援策として扶養控除と児童手当をあげた。扶養控除は所得税の所得控除であり、子育て世帯の税負担を軽減する目的である。一方、児童手当は子供一人一人に向けた経済支援策だが、現在日本では所得制限をかけて実施している。本稿では世界的に児童手当が手厚い国とされるフランスと比較し支給額や所得制限を紹介し、日仏の異同に着目した。

日本における男女の総労働時間を減少させてワークライフバランスを是正するために子育て世帯の女性の総労働時間の減少に焦点を当てる。その実現のためには男性の無償労働への参加を促す方法と家事育児などの無償労働の外部化を促す方法が考えられるため、先行研究として男性の無償労働時間の増加と女性の無償労働時間減少の正の効果、男性の無償労働時間の規定要因、働き方改革による男性の無償労働時間の変化、育児補助政策の海外比較に関する論文を紹介する。

本稿では、余暇時間の満足度の要因を推定することによってワークライフバランスの適正化をめざす。そのため、第一に家計のパネルデータを用いた重回帰分析によって女性の余暇時間の長さ満足度を規定する要因推定分析を行なった。その結果、女性の無償労働時間や週平均労働時間が女性の余暇時間の長さの満足度に対して有意に負の相関があることが判明した。特に、無償労働時間の係数が有償労働時間の係数より大きいことから、無償労働時間を減らすことで効果的に女性の余暇時間の長さの満足度を向上させられることが判明した。

以上を踏まえて、女性の余暇時間の長さの満足度を向上させる為に女性の無償労働時間を減少させる政策を検討する。政策を決定する上で、女性の無償労働時間を増幅させる要因を特定する分析を行い、無償労働時間を減少させる方法を探る必要がある。その為、家計のパネルデータを用いた重回帰分析を行うことで、女性の無償労働時間の規定要因分析を行った。その結果、世帯等価可処分所得が女性の無償労働時間に対して有意に負であることがわかった。しかし、その係数は -0.0016 と非常に小さく、そこに対して政策を実施しても十分な効果を得ることができないことが判明した。よって、可処分所得に左右されない現物給付を行い直接的に無償労働時間を減少させるような政策を打ち出す。

そこで、本稿では家事代行サービスの電子クーポンを支給する政策を提言する。しかし、分析の結果から女性の無償労働時間を減少させる効果は等価世帯可処分所得の増加では確

認められなかったことから、無償労働時間を直接減少させることを目的とした家事代行サービスの電子クーポンを支給することとする。具体的には、現行の児童手当制度は残しつつ追加で家事代行サービスに利用できる電子クーポンを1万円分支給することで妻の無償労働時間を減少する目的である。ここで、現行の児童手当制度を残した理由として、児童手当の政策目的がワークライフバランスの適正化のみを目的としたものではなく、児童の将来的な生活を支援するものでもあるためである（厚生労働省）。前掲した本稿の計量分析に基づくと、この政策によって1週間あたりの家事時間は約2時間減少することが効果として推計され、満足度も1割強上昇することが推計された。この政策を行うにあたって、現行の児童手当と同額の追加費用が発生することが予想されるが、既に社会保障財源となっている消費税の増税による社会保障費から捻出することで財源を確保する。以上が本稿の目指す政策であり、女性に偏りがちであった家事育児時間が改善され本稿のビジョンである「男女のワークライフバランスの適正化」が達成されることが考えられる。

目次

要約.....	2
目次.....	4
はじめに.....	5
第1章 現状・問題意識(目指す日本の将来像).....	6
第1節 男女間の育児・家事時間格差.....	6
第2節 育児休業制度の難点.....	10
第3節 育児支援の取り組み.....	14
第4節 問題意識.....	17
第2章 先行研究及び本稿の位置づけ.....	18
第1節 先行研究.....	18
第2節 本稿の位置づけ.....	22
第3章 分析.....	23
第1節 分析の方向性.....	23
第2節 使用データ.....	24
第3節 女性の余暇時間の長さの満足度に関する分析.....	25
第4章 政策提言.....	28
第1節 無償労働時間の要因推定.....	28
第2節 政策提言 児童手当制度の見直し.....	32
第5章 具体的な政策の効果と実現可能性.....	35
第1節 政策の具体的な効果.....	35
第2節 政策の実現可能性について.....	36
第3節 政策提言のまとめ.....	37
おわりに.....	38
参考文献.....	39

はじめに

日本人の労働時間は長く余暇時間が短い。女性の社会進出や多様な人材を活用するという観点から、人々のワークライフバランスが適正であることが望ましい。そのため、特に総労働時間が長くなりがちな子育て世帯に着目して政策を提言する。

第 1 章 現状・問題意識(目指す日本の将来像)

第 1 節 男女間の育児・家事時間格差

第 1 項 日本におけるジェンダーギャップ

世界経済フォーラムが 2021 年 3 月に公表したジェンダーギャップ指数において、日本のジェンダーギャップは 156 カ国中 120 位に位置付けられた。これは G7 で最下位の数字であり、マスコミによってさかんに報道されているところである。この指数は「健康」、「教育」、「政治」、「経済」の 4 分野について、0 を不完全平等、1 を完全平等としてから作られるが、日本は「健康」では 0.973、「教育」は 0.983 と高い数字を誇っている。一方で、「経済」は 0.604、「政治」は 0.061 と低迷している。「経済」分野の格差を指摘した理由として、管理職の女性の割合が低いこと、パートタイム職の女性の割合が男性の割合の 2 倍以上であり、女性の平均所得は男性より 43.7%低くなっていることなどが挙げられている。意思決定の立場に女性がいないという構造の温存がされていることにより、女性の社会進出や影響力の拡大が妨げられており、抜本的な構造改革が望まれる。

総務省男女共同参画局は、格差是正として 2022 年に、女性の自立が「新しい資本主義」の中核であると捉え、賃金格差の開示と女性が多い職場の賃金増加を掲げた。さらに、ジェンダー平等加速プログラムへの参加を表明し本格的に取り組む姿勢を示している。しかしながら、女性の非正規雇用に占める割合や管理職に占める割合の増加についての構造的な改革は盛り込まれておらず、このままでは民間に任せたままである。そのため、政府が主導する労働改革が必要である。

表 1 G7 の 2022 ジェンダーギャップ指数と順位

順位	国名	数値
10	ドイツ	0.796
15	フランス	0.784
22	イギリス	0.775
25	カナダ	0.772

27	アメリカ	0.763
63	イタリア	0.712
116	日本	0.650

出典 内閣府男女参画局（「共同参画」2022年8月号）より作成

第2項 日本人の労働時間、育児・家事時間の男女格差

第1節で紹介したように日本は男女の格差が大きい。特に経済格差に関しては、女性の雇用形態や意思決定の権限の少なさは問題であろう。だが、一方で男性は楽をしていると言えるだろうか。

内閣府男女共同参画局によると、日本の労働時間には二つの特徴が挙げられる。一つ目は、男性の有償労働時間の長さだ。OECDが2020年にまとめた生活時間に関するデータ（15歳～64歳の男女が対象）によれば、有償労働時間が長いのは、日本男性（452分）、韓国男性（419分）、カナダ男性（341分）となっている。OECDの平均は男性317分であることから日本人男性の労働時間は長いと言える。これは女性の有償労働時間（272分）の1.7倍で、男女間の差は比較国中最大である。二つ目は、女性の労働時間の長さだ。どの国も女性の方が無償労働時間は長い。日本は男性の無償労働時間を1とした時の男女比が5.5倍ある。無償労働には給料をもらわない家庭内での家事や育児時間が含まれており、男女間で家事・育児時間に関する役割分担が適正でないといえる。さらに、OECD加盟国の中で、日本は男女の総労働時間が最長となっており、時間のほとんどを労働に当てているため、睡眠時間のデータでは2番目の短さとなっている（613分）。このため、我が国は男女関係なく労働時間の長さが世界的に見てかなり長く、労働時間と余暇時間のバランスを是正していく必要がある。

第3項 ワークライフバランス

2007年に策定された「生活と仕事の調和（ワークライフバランス）憲章」において、ワークライフバランスとは、「働くすべての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の活動』との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方」であるとしている。仕事と生活の調和が取れた社会では、人口減少に直面する中で企業の活力や競争力を高める有為な人材の確保が可能となるために、ワークライフバランスの是正は企業にとっては単なるコストではなく未来への投資と考えられる。また

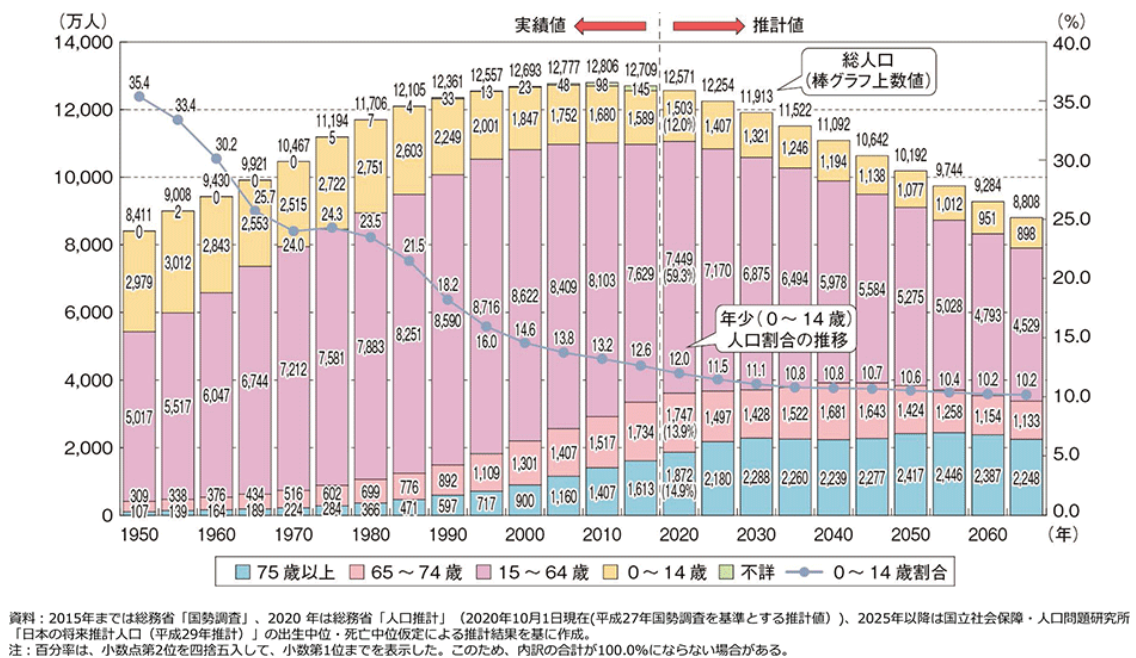
個人にとっても、子育て期、中高年期など人生の各段階それぞれで自分にあったライフスタイルを選ぶことが可能となり、特に、若者が生き生きと働きながら経済的自立を果たして結婚、子育ての経済的自立ができるようになる。そのため、ワークライフバランスの適正化は、少子高齢化、経済成長の鈍化に直面している我が国において積極的に取り組まれるべき問題であると言える。

2012 年に発足した安倍政権は、「デフレからの脱却」と「富の拡大」を目指し、具体的な施策として三本の矢を掲げた。第一の矢は、大胆な金融政策、第二の矢は機動的な財政政策、そして第三の矢は民間投資を喚起する成長戦略である。成長戦略では、規制緩和により性別に関係なく個人が活躍できる社会が目指された。また、女性の活躍の焦点を当てた取り組みも見られた。女性の管理職の割合の見える化と目標値の設定を行い、また有価証券報告書に女性の役員割合の記載を義務化し、6.9%（2012 年 6 月）から 8.3%（2014 年 6 月）へと上昇した。さらに、女性のワークライフバランスの適正化のために、待機児童ゼロに向けた取り組み、子育てや女性従業員の活躍のためのインセンティブの支給、さらに育休期間の給付金増額を打ち出した。加えて、コロナ禍で増えたテレワークもワークライフバランスの適正化の役割が期待されている。時間と場所を有効に使える柔軟な働き方のテレワークは、子育てと介護、仕事の両立によりワークライフバランスの改善をもたらし得るとされている。テレワークの普及は政府全体の課題であり、厚生労働省において枠組みづくりが行われている。

第 4 項 働き方改革

アベノミクスの第三の矢、成長戦略として働き方改革が実施された。労働人口の減少、有給取得率の低さ、非正規労働者と正規労働者での所得格差、長時間労働、育児や介護と仕事の両立の難しさなどの是正を目的として、あらゆる個人が多様な働き方を選択できる社会を目指すものである。図 1 にみられる日本の少子化は、今後の労働人口の減少を加速させると考えられるため、政府はワークライフバランスを是正して子供を育てながら働ける社会を目指す。

図1 日本の人口と人口割合



出典 内閣府「第1部 少子化対策の現状（第1章）」

具体的には、「働き方改革関連法」、正式には「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律」により各種労働関連法を緩和して、柔軟な働き方や雇用形態に関わらない報酬を得られる仕組み作りを行った。働き方改革では、時間外労働の制限や多様な柔軟な働き方の推進が盛り込まれているが、ここでは特に同一労働同一賃金について述べる。現在、国内では正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で賃金格差があり、企業が正規雇用の割合を減らしているために所得の伸びが他国に比べ鈍化しデフレに陥っている。働き方改革では、雇用形態に関わらず同一労働に対して同じだけの報酬を支払うよう定めており、これによって柔軟な働き方を選べるようになったとする一方、安定的でない非正規雇用労働者がより増えるおそれがある。

第2節 育児休業制度の難点

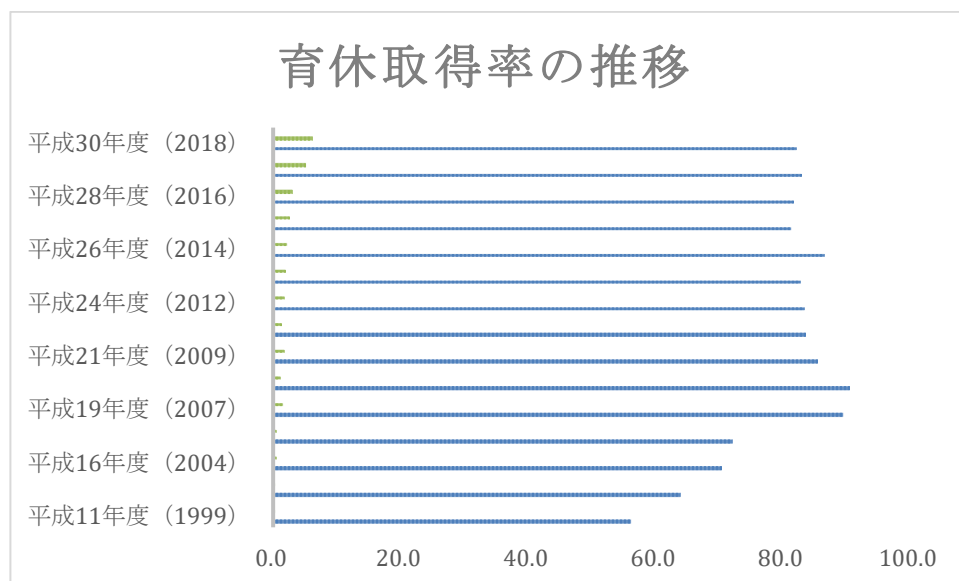
第1項 男女間の育休取得率の差

育児支援対策の主要な例として育児休業制度が挙げられる。まずは、育休の現状とワークライフバランスの適正化に資する政策であるかを見ていきたい。日本における育児休業制度とは、子供が1歳に達するまで（一定の場合最長で2年、父母共に申請する場合は子供が1歳2ヶ月に達するまでの1年間）、申し出により育児休業の取得を可能とするものである。さらに、育児休業期間に賃金が払われないなどの一定の要件を満たす場合は育児休業給付金が支給され、所得税、社会保険料が免除される。

2020年、男性の育児休業取得率は過去最高の12.7%であった。これまでも上昇傾向は見られていたが、2020年は前年と比べて5.2%上昇しており大きな改善が見られたと言える。理由は先に述べた「働き方改革」による労働環境の整備や制度変更があったからだと考えられる。一方で女性の育休取得率は81.6%となっており、大きな乖離が見られる。さらに、育休取得期間にも差があり、女性は1年前後が約6割に対し、男性は二週間未満が71.4%となっており、男女の育児には依然として意識の差があると思われる。

令和3年には育児・介護休業法が改正され、事業主は労働者に対し育休に関する研修や周知の義務化、一級取得要件の緩和、育休の分割取得や産後パパ育休の創設、育休取得状況の公開義務化が課された。これにより、よりフレキシブルに男性が育休を取得できることが望まれる。

図2 育休取得率の推移（灰色：男性、オレンジ：女性）

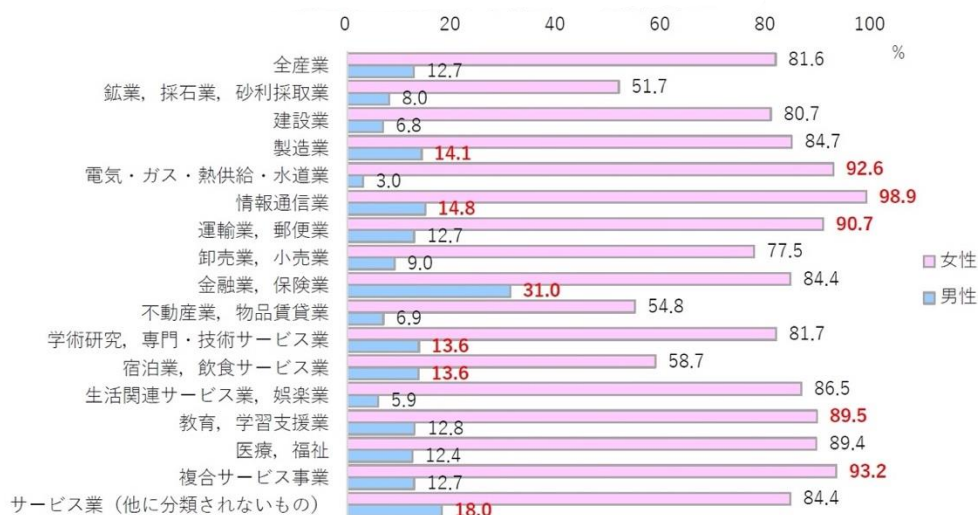


出典 厚生労働省より著者作成

第2項 産業別の育休取得率の差異

次に男女の育休取得率の差異を産業部門別に見ていきたい。男性の育休取得率が高いのは、「金融業、保険業」で 31.0%、続いて「サービス業」で 18.0%、「情報通信業」の 18.0%となっている。女性の育休取得率が高い産業は男性の取得率も高い傾向が見られるが、その理由としては、女性が多い職場で育休制度がすでに整っていることや、申請しやすい環境が整っていることが考えられる。一方、「電気・ガス・熱供給・水道業」では女性の取得率は9割と高いが男性は3%となっている。また、内閣府男女共同参画局によれば、金融業、保険業とサービス業では就業者の3割超が女性となっており電気・ガス・熱供給、水道業は約1割であるという。

これらを総合すると、男性の育休取得率には各産業の女性比率も関係していると考えられる。金融業、保険業とサービス業で男性の育休取得率が高い理由として、女性が多い職場で育休制度が整っていることや、申請しやすい環境が整っていることが考えられる。他方電気・ガス・熱供給・水道業で男性の育休取得率が低いのは、豪快何女性が少なかったり仕事が男女で棲み分けられたりしているのが原因だろう。そのため、ワークライフバランス改善には、男性が取得しやすくなるような制度設計や環境づくりが必要である。



(注) 男女別に上位5位を赤字

(資料) 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成

図3 業種別育休取得率
出典 ニッセイ基礎研究所

第3項 M字カーブ

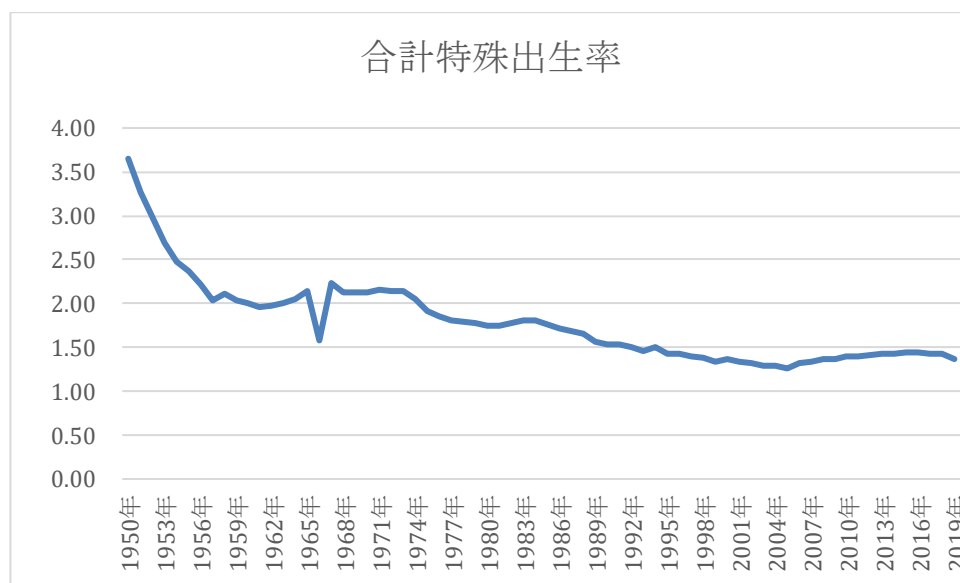
続いて女性の労働状況と年齢の関係で見ていく。女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一度低下し、育児が落ち着く時期に再び上がるという特徴がある。これをいわゆる「M字カーブ」と呼ぶが、女性

の就労人口増加の足枷となっている。近年 M 字の谷の部分が浅くなってきている（内閣府男女共同参画局）が、ほかにもいくつかの特徴が見られる。一つ目は、特に若い世代において M 字の谷が右側に動いていることだ。これは女性の晩婚化に伴い、子育ての年代が遅れていることが影響しているだろう。二つ目は、雇用形態による違いだ。高等教育を受けた人、正規雇用で就職した人ほど、二つ目の山の時点で再就職する割合が少なくなっている。逆に、非正規雇用の労働者は M 字の 2 つ目の山で再就職する割合が高くなっている。

女性が出産後に育児休業などを挟んで就業し続けるかを表す継続就業率は 2019 年時点で 53.1%である。これまで 4 割台を推移してきたことを踏まえると改善してきたと言えるだろう。一方で 46.9%の女性が出産を機に離職を余儀なくされており、仕事と出産・子育ての両立の難しさが依然残っている。言い方を変えれば、男女の育休取得率を仮に上昇させたとしても、継続就業率が低ければ、子育て対策として有意義なものだとは言えない。また、M 字カーブの谷が浅くなってきていることを手放しで評価することにはいくつか警鐘を鳴らしておきたい。

一つ目は、合計特殊出生率の低下だ。50 年前には 2 を超えていたが 1990 年以降、1.5 を下回る低水準を続けており、人口問題、少子高齢化問題に拍車をかけている。このために、そもそも出産数が少ないので離職する女性が少ないのである。二つ目は、女性の晩婚化だ。これにより、出産数が減っているほか、谷自体が横に長くなっており変化が小さくなっている。女性の就業率が高い国、地域ほど合計得出生率も高いことから産後の女性の柔軟な働き方支援や正規雇用の割合増加などの対策が求められている。

図 4 日本の合計特殊出生率



出典 厚生労働省より著者作成

これまで日本の育休制度に関して海外比較を用いて現状を分析してきたが、働き方改革

を行い、育休取得率を向上しても継続就業率が上昇しない限り有効な政策とは言えないことから、ワークライフバランスを是正するためのより効果的な政策を探る必要がある。具体的には、子育て世代が経済的な理由から家事・育児時間が取れず、子供を持つことを諦めることのないよう、次の第 3 節では経済的支援である児童手当と扶養控除について分析していきたい。

第3節 育児支援の取り組み

第1項 児童手当

児童手当とは社会保障の一環として子育て支援を目的とした給付のことである。支給対象は中学校卒業までの児童を養育する者で、支給額は、3歳未満は一律15,000円、3歳以上小学校修了前は10,000円（第3子以降は15,000円）、中学生は一律10,000円である。

ただし、日本の児童手当には、所得制限限度額、所得上限限度額がある。所得が所得上限限度額を超えると児童手当は一切支給できず、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は一律5,000円が支給される。ニッセイ基礎研究所によれば、所得上限限度額以上の所得により給付を受けない子供の数は全体の4%になると見込まれている。

現状、日本の財政状況は逼迫しており必要な政策を効果的に行うのが重要である一方、先進国で所得制限をかけて児童手当を行うのは珍しいことであり、検証する必要があるだろう。

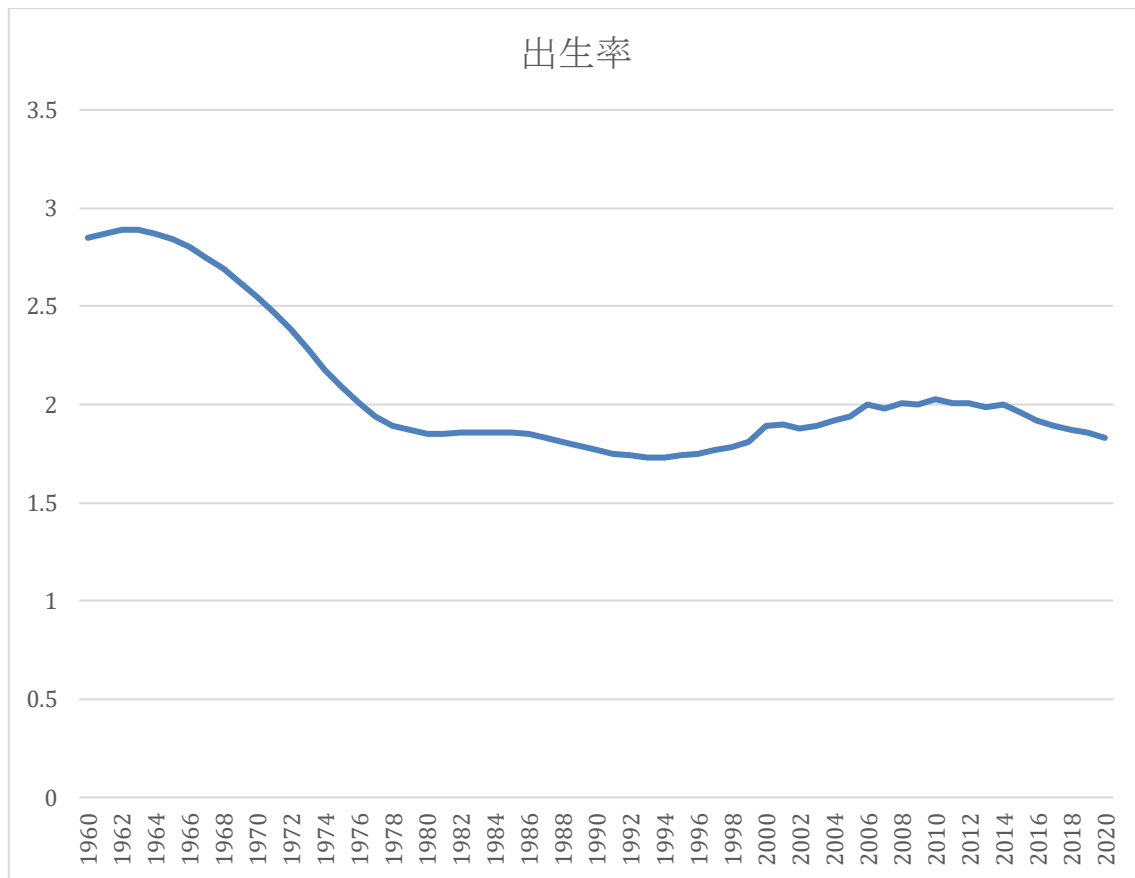
では続いて海外の児童手当の現状を見ていこう。

先進国では日本同様少子化の傾向が見られているが、各国のスタンスは様々である。内閣府の子ども・子育て本部の資料によると、フランス、ドイツ、イタリアは自国の出生率を「低すぎる」と認識し対策を講じている。一方で、スウェーデン、イギリス、アメリカは「満足な水準」としている。また、政策スタンスではフランス、イタリアは「回復させる」、ドイツは「介入しない」というスタンスをとっている。日本は現在、世界の中で最も少子高齢化が進んでおり、自国の出生率を「低すぎる」と認識し、またそれを「回復させる」というスタンスになっている。そのためここではフランスを例にとって日本と比較したい。

フランスでは、児童手当に加えて育休制度や保育サービスなどの両立支援が行われている。日本と違って「少子化対策」ではなく「家族政策」としての認識が強く、家族関係社会支出の規模も対GDP比でフランス3.02%に対し、日本は0.75%である。育児休暇については、産後3年間休暇もしくはパートタイムを選べるが、無休の間も月額521.85ユーロの補助を得られる。また第3子以降、休業期間を1年間短縮する代わりに5割増しで給付を受けられる仕組みも取り入れられた。また託児所も充実しておりその利用には国が支給する手当を利用できる。

本題の児童手当に移るが、フランスの児童手当は世界で最も手厚い。内閣府子ども・子育て本部によると、フランスの家族給付は30種類ほどあり、一般世帯全体を対象としている。その財源は企業からの拠出が6割ほどを占め、一般社会勢が約2割、国庫からの拠出は1割に過ぎない。日本の児童手当に当たる家族手当は、1ヶ月あたり第二子には115.07ユーロ、第3子以降は147.42ユーロ支給される上に、年齢加算で、11～16歳には月に32.36ユーロ、16～19歳には57.54ユーロ加算される。

図5 フランスの合計特殊出生率



出典 Data Commons より著者作成

第2項 扶養控除

税制の観点から子育て支援を考えると扶養控除が挙げられるだろう。扶養控除とは、所得税の所得控除の一つで、納税者に所得税法上の控除対象親族となる人がある場合に適用されるものである。一般の扶養控除では、一人につき 38 万円が所得控除される。その対象者は、配偶者以外の親族または都道府県知事から養育を託された児童や市町村長から委託された老人であることとされている。また、19 歳以上 23 歳未満の子供がいる場合は一人につき 63 万円が控除される。つまり、子育てなどの経費として一定額が控除されており、子育て世帯の経済負担の緩和に寄与している。

また、2020 年分の所得税（2021 年分の個人住民税）からは、給与所得控除について、一般には給与収入が 850 万円を超える場合の控除額（控除上限額）を 195 万円に引き下げたが、子育て等に配慮する観点から、23 歳未満の扶養親族等を有する者には負担増が生じないよう、この控除上限額の引き下げは（所得金額調整控除を適用する形で）適用しないこととした。つまり、23 歳未満の扶養親族等を有する給与所得者の給与所得控除は、一般の給与所得者よりも控除上限額を多くしている。

その他、子育て世代への支援として税金関連では、企業の子育て支援についての取り組みのより一層の推進のための法人税税額控除、不動産取得税、固定資産税の軽減措置や、入院中の未熟児等の親の通院費用を医療費控除に加えること、奨学生の所得税の税額控除などが要望されているところである。

第4節 問題意識

日本は世界的に見て、労働時間と余暇時間とのワークライフバランスに欠ける国である。要因はいくつか挙げられるが、特に労働時間に着目すると男女どちらも労働時間は長く、特に女性は無償労働時間が長い。男女の無償労働時間格差や総労働時間の異常な長さなど改善すべき点が多い。そこで私たちは人々のワークライフバランスを是正し、労働時間を少なくして、特に子育て世帯の負担が小さくなるような政策を考えたい。

安倍政権の働き方改革では、職場環境の改善や制限緩和などの政策でよりフレキシブルな働き方が目指され、子育てがしやすい社会が目指された。育児・家事時間の性差是正の案としては育児休業制度の改革が考えられるが、現状男性の取得率は低く、産業や仕事内容ごとに取りやすさが違う為に難しいこと、また女性の場合は取得率が高くても産後の継続就業率が低くは子育て支援として有効とは言えないことから、育休政策に焦点を当てるのではなく、経済的支援である児童手当と扶養控除に視点を移した。

特に児童手当は、所得制限を設けていることに日本の特徴がある。世界で最も手厚いフランスの例を紹介し比較した。のちの章ではこの児童手当に改善の余地があると考え、より効果的に子育て支援ができるように具体的に考えていく。

私たちは、労働と家事・育児を個人それぞれが自由に選択できる社会を目指す。現在の日本社会は労働時間が極端に長く、また性差も激しい。そのため性別や職業に関係なく、労働とそれ以外のバランスが取れ、子供を持つという選択がしやすくなるような社会を目指して政策を検討する。

第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

第1節 先行研究

本稿では、男女のワークライフバランスの適正化のために特に総労働時間が長くなると考えられる育児家庭の女性の余暇時間を増加させる政策の提言を目的とする。それを実現する方法としては、「労働時間や通勤時間などの労働環境の調整」によって男性の無償労働参加を促す、児童手当や税額控除によって「可処分所得の増加と家事の外部化」を促し女性の無償労働負担を軽減させるなどが考えられ、第3章の分析によってこれらの方法の有効性の検証を行う。本節ではその前段階として、第1項では夫の無償労働参加と妻の無償労働時間減少の有用性、第2項では夫の無償労働時間の規定要因、第3項では「働き方改革」の効果検証、第4項では育児家庭に対する補助制度の国際比較に関する先行研究をそれぞれ紹介する。

第1項 夫の無償労働時間増加と妻の無償労働時間減少の有用性

夫婦の無償労働時間増減の影響に関する先行研究には次のようなものがある。

小葉ら（2008）は、日本家族社会学会全国家族調査委員会によって行われた「家族についての全国調査、2004」を用いて、夫の家事育児への参加の頻度が出産行動に対してどのような影響を与えるのかをプロビット分析によって調査した。その結果、夫の家事育児への協力は「子供を追加的にもう一人出産したい」と回答する確率に正の影響を与えることがわかり、夫の家事育児への協力的な参加を促すことが日本の出生率の引き上げに繋がると結論付けた。

本保・八重樫（2003）は、特定の地域の保育園、幼稚園に通う子供の父母に対するアンケート調査を実施し、それぞれが子育てに対して感じる不安や育てにくさ、父親の家事育児への参加などのデータを収集して得点化した。クロス集計を行ったところ、父親が家事育児参加の得点が高いほど母親の子育てに対する不安が低くなり、育てにくさを実感しにくくなるという結果が得られ、母親の育児負担には父親の家事育児への参加度が深く関係していると指摘した。

永井（2010）は、財団法人家計経済研究所が2008年に実施した「現代核家族調査」のデータを用いて、家族間の関係満足度や子供と親それぞれの抑うつ度がどのような要因によって変動するのかを調査した。回帰分析の結果から、父親の子供に対する情緒的サポートや父親と子供の会話頻度が多いほど子供は父親との関係に満足していると回答する傾向にあり、父親との関係に満足している子供ほど抑うつ度は低い傾向があることがわかった。

吉田（2015）は公益財団法人家計経済研究所（2014）による「共働き夫婦の家計と意識の調査」のデータを用いて夫婦の幸福度がどのような要因によって高まるかを分析した。分

析の結果から、妻の余暇時間が多いほど生活全般及び夫婦関係の 2 種類の幸福度が有意に高まるという結果が得られた。

以上の先行研究から、男性の家事育児への参加は女性の家事育児に対する負担を軽減し、これまでは主に女性が担っていた子供の精神的なケアにも十分貢献することが可能であることがわかった。こうした女性の家事育児負担の軽減は女性が職場復帰や子供を追加的にに産み育てるという選択がとりやすくなり、幸福度を増加させることができる。

第 2 項 夫の無償労働時間の規定要因

夫の無償労働時間の規定要因に関する先行研究には次のようなものがある。

佐々木（2018）は、公共財団家計経済研究所によるパネル調査の個票データを使用し、様々な要因が夫婦の家事育児時間に与える影響を分析した。その結果、平日の男性の労働時間、通勤時間、基礎時間（食事、入浴等）と平日の男性の家事育児時間の間にはトレードオフの関係が成り立っていることがわかった。他に男性の家事育児時間に影響を与える要因としては子どもの数と年齢があり、年齢の低い子供が多いほど男性の家事育児時間は増加する傾向が見られた。

松田・鈴木（2002）は、1996 年に実施された社会生活基本調査を用いて夫と妻の労働時間が自身と配偶者の家事時間にどのような影響を与えるか分析した。分析から、夫の労働時間が増加すると夫自身の家事時間は減少し妻の家事時間は増加する一方で、妻の労働時間が増えると妻自身の家事時間は短くなるが夫の家事時間の増加は見られず、妻の 1 日の労働時間が 500 分を超える場合にのみ夫の家事時間が増加するという結果を得た。この結果から、家庭内ではまず妻が家事を行い、妻が遂行しきれない分の家事を夫が行うという役割分担がされていると考えられ、「夫は仕事、妻は家事」という性別役割分業の意識がいまだに残っていると指摘した。

以上の先行研究から、夫の無償労働時間は労働時間や通勤時間、子供の数や年齢といった要素に加え、性別役割分業といった意識的な要因によっても規定されていることがわかる。

第 3 項 「働き方改革」とその影響

「働き方改革」とその影響に関する先行研究には次のようなものがある。

小林・井加田（2021）は、女性の就業率が比較的に高い富山県内の 4 つの市にある幼稚園、保育所、認定こども園に通う子供の父親を対象としたアンケート調査を実施し、働き方改革後の父親の帰宅時間、残業時間、育児時間がそれぞれどのように変化したかを分析した。その結果、働き方改革が導入されたことによって帰宅時間が早まった、または残業時間が減少したという回答はそれぞれ回答者全体の 3 割を下回り、育児時間が増加したと答えた人も全体の 3 割程度となっていた。一方で、帰宅時間や残業時間の変化を実感した

と回答した人の多くが育児時間の増加を実感しているという結果が得られた。このことから働き方改革の内容自体よりも、働き方改革が浸透していないことが問題であると結論付けた。

働き方改革は近年実施された比較的新しい政策であるため、働き方改革施行前後の男性の無償労働時間に関する研究は少なかった。小林・井加田（2021）の調査によると働き方改革の施行から数年経過したにもかかわらず多くの労働者がその効果を実感できていないため、働き方改革には企業への強制力などの点で改善の余地があると考えられる。

第4項 育児補助制度の国際比較

育児補助制度の国際比較に関する先行研究には次のようなものがある。

厚生労働省（2021）によると、日本では育児介護休業法の改正が2022年4月から3段階に分けて順次導入される。1段階目には労働者に対する育児休業、産後パパ育休といった制度の研修や情報の提供など育休を取得しやすい労働環境の整備や、本人や配偶者の妊娠を申請した労働者に対する情報の提供などの義務化が盛り込まれている。2段階目には産後パパ育休制度の創設や現行の育児休業制度の柔軟化が行われる。3段階目では従業員が1000人超えの企業に対して育休取得状況年一回公表することを義務付ける。現在は改正の途中段階であり、その効果を分析した論文は見つけることができなかった。そこで、第4項では日本と主要各国の育児家庭に対する補助金や税控除について国際比較した文献をまとめる。

第1章3節でも述べた通り、フランスにおいては子育て家庭への手当が非常に充実している。厚生労働省「2021年 海外情勢報告」（2022）には各国の社会保障施策の概要及び動向が記載されており、フランスでは20歳までの子供が2人以上いる家庭に対して児童手当の給付を行っており、2015年7月以降は子供の人数や年齢に加えて所得によって支給額が変動するようになったことがわかる。また、その他にも出産時や養子の迎え入れ時、就学時の養育、ひとり親世帯などそれぞれの家庭の状況に即した様々な手当が存在する。財源は一般社会拠出金、租税等となっている。

また、神尾（2007）は、税一般法典等を参照しフランスの税控除についても言及している。フランスでは中学や高校等で教育を受ける子供につき控除が受けられるほか、6歳未満の子供を保育所等に子供を預ける際にかかる費用の最大50%（上限2300ユーロ）の税控除が受けられる。また、企業に対して企業内保育所の設置や育休取得者に対する報酬の支払いなどにかかる費用の25%を税控除する政策も存在する。こうした児童手当や税控除の政策は女性の仕事と家事の両立を「家族政策」の問題に位置づけ、頻繁な議論の結果実施されたものであり、日本においても子育て家庭の現場のニーズを正確に理解し必要な政策について議論する仕組みが必要であると指摘した。

一方で、自国の出生率に関して「満足な水準」とするアメリカの児童手当や子育て家庭に対する税控除についての文献を紹介する。厚生労働省「2021年 海外情勢報告」（2022）によると、アメリカでは低所得の貧困子育て家庭に対する貧困家庭一時扶助や保

育施策などが行われているが全子育て家庭に対する包括的な現金支給等を行っておらず、連邦政府が積極的に児童育成に介入しているとは言い難い。また、アメリカにおいては17歳未満の子供一人につき2000ドルの税額控除があり、控除額が所得税額を上回った分については勤労所得のうち2500ドルを上回った部分の15%か1400ドルの少額な方が付加的自動税額控除として給付される。

白波瀬（2007）は、アメリカの連邦政府の子育て家庭に対する介入が少ないにもかかわらず高い出生率を維持している理由について、親の属性（就労状況や貧困等）や社会的な子育て支援に対する意識に着目して考察した。内閣府「少子化社会に関する国際意識調査報告書」（2006）によると、アメリカでは「育児を支援する施策を国が実施すべきである」という意見に賛成する人の割合が7割ほどであり日本の9割に対して少ない。また、属性ごとに分けて分析を行ったところ、アメリカでは所得が高く、仕事に就いている人ほど政府による支援を期待しないという有意な関係が見られた。この結果から、単に現在の低所得者の子育て家庭のみに向けた児童手当を全子育て世帯向けに拡大しても出生率に大きな影響は出ないと考えられ、政策と出生率の間に明確なつながりが存在するとは限らないと結論付けた。

以上の先行研究から、神尾（2007）や白波瀬（2007）が述べるように日本においても子育て家庭のニーズを正確に把握し、支援が必要な層に対して個人の状況に即した児童手当の給付や税控除などの支援を提供することが母親の無償労働負担軽減につながると考えられる。

第2節 本稿の位置づけ

先行研究の第2項で紹介したように夫の無償労働時間の規定要因を考察する論文は複数存在し、佐々木（2018）や松田・鈴木（2002）が述べたように多くの論文で夫の労働環境が夫自身の無償労働時間に影響を及ぼすという結論が得られている。しかしながら、3項で紹介した小林・井加田（2021）のアンケート調査の結果により「働き方改革」による労働環境の調整は現状男性の無償労働時間の増加に十分寄与しているわけではないことがわかった。また、第4項で神尾（2007）、白波瀬（2007）による日本とフランス、日本とアメリカの育児支援制度についての比較研究を紹介したが、現場のニーズを正確に把握できるシステムの必要性など日本の育児補助制度についても改善の余地があると考えられる。そこで、第3章では育児家庭における妻の余暇時間が増減する要因を分析し、より家庭ごとの状況に即した効果的な政策の提言を目的とする。

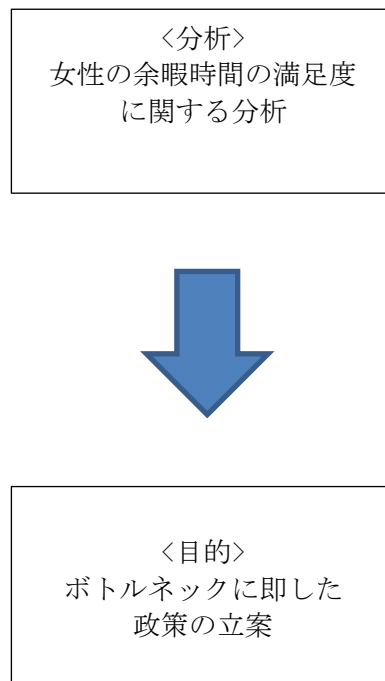
第3章 分析

第1節 分析の方向性

本稿では家計のパネルデータを用いた重回帰分析により、女性の余暇時間の満足度を増減させる要因を明らかにする。具体的には、女性の余暇時間の長さの満足度を被説明変数とした分析を行う。余暇時間の長さの満足度を説明変数とすることで、「ワークライフバランス」といった個々により価値観が異なるものを定量的に計測できると考えた。ここでは、その満足度を上げるために必要な事象を明確にすることを目的としている。

図6は以上の分析の流れをまとめたものである。

図6 分析の概略



(筆者作成)

第2節 使用データ

本稿では「日本家計パネル調査 (JHPS/KHPS)」を使用した。この日本家計パネル調査 (JHPS/KHPS))は、2014 年に (旧)「日本家計パネル調査 (JHPS)」と (旧)「慶應義塾家計パネル調査 (KHPS)」を統合したものである。KHPS は、全国約 4000 世帯、7000 人を対象に実施されてきた調査である。具体的には就業行動や貧困動体、資産等の世帯間の移転の様相といったものを扱っている。JHPS は、経済状況や就業状況の他に、教育や健康等に焦点を当てて調査が実施されたものである。2014 年以降は 2 つのパネル調査が統合したことにより、調査項目が統一されている。

なお、調査対象者は層化 2 段無作為抽出法を用いて選定している。抽出の第 1 段階の抽出単位として国勢調査の調査区を使用し、第 2 段階では選定された調査地域の住民基本台帳を抽出台帳として、調査対象適格者を対象にして等間隔抽出法を用いて約 10 人を抽出している。また、その調査対象者に調査を行うことが不可能であった場合は予め選定していた予備対象を代替として調査することにより、本来の標本サイズを確保している。この予備対象は、正規の対象者と同調査区内に居住、同性別、同年代といった条件を満たしている者のうち、無作為に抽出しているため抽出率にバイアスが生じることはない。

本稿では育児に着目をした夫婦間でのワークライフバランスの適正化を目指していることから、育児を行っている家庭を 12 歳以下の子供を持つ両親の家庭と定義した。理由として、ある程度自立している子を持つ親を対象に入れると、育児時間が短い層が増加し、有意な分析ができないと考えられるためだ。そのため日本家計パネル調査の中から、有配偶者と子供の年齢で絞り込むことによってデータを抽出している。なお、この分析は、夫婦を対象としていることから JHPS/KHPS の有配偶票のみが対象となる。

第3節 女性の余暇時間の長さの満足度に関する分析

第1項 仮説

当分析を行うにあたり、女性の余暇時間の長さの満足度を規定させる要因の仮説を以下のように設定した。

「余暇時間に関する満足度は無償労働時間、有償労働時間が増加すると減少する。そのうち、有償労働時間の方が大きく関与している。」

無償労働時間とは既に述べているように家庭内の家事育児といった金銭的授受が行われないものを指し、有償労働時間は金銭の授受が発生する企業等での労働を指す。これらの時間が減少すると、余暇時間が増えることとなる。これによって満足度は上昇すると考えた。また、有償労働時間の方が無償労働時間と比較して自由に使用できる時間が少ないと推察され、満足度により寄与していると考えた。よって、満足度を増減させるに要因に関しては有償労働時間の方が大きいと考えられる。

第2項 分析の枠組み

当分析では一元配置変量効果モデルを使用し、女性の余暇時間に関する満足度を増減させている要因を検証する。使用する変数は表2の通りである。なお、無償労働時間は図7に示されているように、家事時間の長さと言児時間の長さを合計したものとなっている。

図7 無償労働時間の導出方法

$$\text{無償労働時間} = \text{家事時間の長さ} + \text{育児時間の長さ}$$

(筆者作成)

表2 変数リスト

変数番号	変数分類	変数内容(単位)
	被説明変数	妻の余暇時間の長さに対する満足度(10段階評価)
1	無償労働時間	妻の週平均無償労働時間(時間)
2		夫の育児時間(時間)
3		夫の家事時間(時間)
4	有償労働時間	妻の週平均残業時間(時間)
5		妻の週平均労働時間(時間)
6		妻の週平均通勤時間(時間)
7		夫の週平均残業時間(時間)
8		夫の週平均労働時間(時間)
9		夫の週平均通勤時間(時間)

(筆者作成)

これらを一元配置変量効果モデルを用いたパネルデータ分析によって女性の余暇時間に対する満足度の要因を分析する。分析に用いたパネルデータは、2011～2020 年に調査した JHPS/KHPS の分析に必要な変数が得られる有配偶票の世帯である。分析モデルは以下のとおりである。

$$Y_{it} = \alpha_i + \sum_{j=1}^9 \beta_j x_{jit} + \varepsilon_{it}$$

被説明変数 Y_{it} は世帯 i の年度 t における余暇時間の長さに対する満足度をとる。また、 j は表 0 変数リストに記載の変数番号を表しており、 β はその係数である。なお、この変数の順番において分析における有意な意図は考慮していない。また ε_{it} は誤差項、 α_i は定数項を表している。

無償労働時間、有償労働時間の変数を導入している理由としては仮説を検証するためである。それに加え、通勤時間の変数を導入している。理由としてはこれは有償労働時間に関わる変数であり、有意な分析結果を得ることができると考えたためである。なお、現状分析の章でも触れた通り、男性と女性では労働環境が同一のものとはいえないため、男性と女性では変数を分けている。

予測される符号としてはいずれも負である。また、第 3 節第 1 項でも述べているとおり、有償労働時間の変数の方が有償労働時間の変数に比べ、計数が大きくなると予想される。

以下表 3 は各変数の記述統計量である。

表 3 記述統計量

変数名(単位)	データの個数	平均値	標準誤差	最大値	最小値
妻の余暇時間長さ満足度	4254	5.00	0.04	10	0
妻の週平均無償労働時間	5468	9.00	0.09	90	0
夫の週平均育児時間	3103	2.67	0.06	48	0.1
夫の週平均家事時間	2709	1.36	0.03	36	0.1
妻の週平均残業時間	3012	1.00	0.06	40	0
妻の週平均労働時間	3625	27.00	0.25	160	1
妻の通勤時間(分)	3370	21.07	0.30	160	0
夫の週平均残業時間	3718	6.54	0.13	70	0
夫の週平均労働時間	4701	46.00	0.27	136	2
夫の週平均通勤時間	4860	38.00	0.40	180	0

(筆者作成)

第3項 推定結果

推定結果は表4の通りである。

表4 記述統計量

変数名(単位)	データの個数	平均値	標準誤差	最大値	最小値
妻の余暇時間長さ満足度	4254	5.00	0.04	10	0
夫の週平均残業時間	3718	6.54	0.13	70	0
妻の週平均無償労働時間	5468	9.00	0.09	90	0
夫の週平均労働時間	4701	46.00	0.27	136	2
夫の週平均通勤時間	4860	38.00	0.40	180	0
妻の週平均残業時間	3012	1.00	0.06	40	0
妻の週平均労働時間	3625	27.00	0.25	160	1
夫の週平均育児時間	3103	2.67	0.06	48	0.1
夫の週平均家事時間	2709	1.36	0.03	36	0.1

(筆者作成)

第4項 推定結果の解釈

本項では表4の推定結果をもとに、これらの解釈について述べる。変数に着目すると、妻の週平均無償労働時間と妻の週平均労働時間において負の有意性があることがわかる。具体的には、女性において無償労働時間や週平均労働時間が減少すれば余暇時間の長さ満足度が上昇することが示されている。この点においては、仮説で述べた通りの結果を得ることができた。一方で、係数の絶対値に着目すると無償労働時間(変数1)の方が有償労働時間の変数(変数5)に比べて大きくなっていることがわかる。この点において仮定と異なっている。

以上のような現象が生じた理由としては賃金といったインセンティブの有無が関与していると推察される。有償労働時間によって余暇時間が減少することに対しては、賃金といったインセンティブがあるため満足度は大きく減少しない。一方で、無償労働時間といった賃金が発生しない事象によって余暇時間が減少することに対しては、機会費用の観点から満足度が有償労働より減少すると推察される。

第4章 政策提言

第1節 無償労働時間の要因推定

第1項 政策提言に向けて

これまでの考察、分析では、無償労働時間が余暇時間の長さ満足度を増減させる要因になっていることを述べた。よって、満足度を上げるための政策提言の方向性としては、何らかの手段を用いて無償労働時間を減少させることが必要であると考えられる。しかし、これまでの分析だけでは、無償労働時間を増減させる事象までは明らかにできていない。よって、本節では無償労働時間を増幅させる要因を特定し、具体的な政策提言につなげる。

第2項 分析の枠組み

当分析では第3章と同じく、一元配置変量効果モデルを用いてパネルデータを利用した重回帰分析を行う。なお、使用するデータは同じく「日本家計パネル調査(JHPS/KHPS)」のためデータの詳細は割愛する。また同様に、有配偶者と12歳以下の子供を有しているか否かで絞り込むことによってデータを抽出している。使用する変数は表5の通りである。なお、等価世帯可処分所得と息子の年齢の変数については、土居(2010, 2017, 2021)に記された推計方法で導出した変数である。土居(2010, 2017, 2021)は、JHPS/KHPSを用いて、回答された世帯員の課税前収入や世帯構成や居住地や就業状況等に基づき、所得税、住民税、社会保険料(医療、介護、年金、雇用)を推計して、各世帯員の可処分所得を推計している。これに基づいて、世帯員の合計として等価世帯可処分所得が計算できる。本稿では、これを用いている。

表5 変数リスト

変数番号	変数分類	変数内容(単位)
	被説明変数	妻の週平均無償労働時間(時間)
1	所得に関する変数	等価世帯可処分所得(万円)
2	労働に関する変数	夫の週平均勤務時間(時間)
3		夫の週平均残業時間(時間)
4		妻の週平均勤務時間(時間)
5		妻の週平均勤務時間(時間)
6		共働きダミー(1=共働き、0=他)
7	その他の変数	妻の週平均家事時間(時間)
8		夫の週平均家事時間(時間)
9		子の年齢(歳)

これらを一元配置変量効果モデルを用いたパネルデータ分析によって、女性の無償労働時間の増減に関する要因推定を行う。分析モデルは「女性の余暇時間の長さの満足度に関する分析」と同様であり、以下のとおりである。

$$Y_{it} = \alpha_i + \sum_{j=1}^9 \beta_j x_{jit} + \varepsilon_{it}$$

被説明変数 Y_{it} は個票 i の年度 t における無償労働時間をとる。また、 j は表 5 変数リストに記載の変数番号を表しており、 β はその係数である。なお、この変数の順番において分析における有意な意図は考慮していない。また ε_{it} は誤差項、 α_i は定数項を表している。

以下は代表的な変数を選択した理由である。なお、第 3 章の分析と同様の理由で男性と女性で変数を分けている。

・所得に関する変数

所得と無償労働時間の関係を検証するために上記の変数を導入した。なお、等価世帯可処分所得とは図 8 で示されているように、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で除したものである。世帯の可処分所得はその世帯の人数に左右される。また、その世帯の人員が少ない方が生活コストが割高になることが知られている。よって、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で除した等価世帯可処分所得がより現実に即した可処分所得であるといえる。

図 8 等価世帯可処分所得の計算手法

$$\text{等価世帯可処分所得} = \frac{\text{世帯可処分所得}}{\sqrt{\text{世帯人数}}}$$

・労働に関する変数

既に述べているように、当分析は配偶者がいる者を抽出した上で分析を行う。家庭を形成しているのであれば、妻と夫は一定数育児を負担し合うはずである。故に、夫の労働に関する時間が減少すれば、夫の育児参加時間が伸び、妻の無償労働時間が減少すると考えられる。また、妻の労働に関する時間が減少した際も、余暇時間が増加し、無償労働時間に充てる時間が増えると考えられる。よって、これらの変数の予想される符号は正である。

以下の表 6 は各変数の記述統計量である。

表 6 記述統計量

変数番号	変数名	データの個数	平均値	標準誤差	最大値	最小値
	妻の週平均無償労働時間	5468	9.00	0.09	90	0
1	等価世帯可処分所得	5117	314.20	2.02	1601.36	3.17
2	夫の週平均勤務時間	4701	46.00	0.27	136	2
3	夫の週平均残業時間	4700	45.93	0.27	136	2
4	妻の週平均勤務時間	3625	27.00	0.25	160	1
5	妻の週平均残業時間	3012	1.00	0.06	40	0
6	共働きダミー	5118	0.91	0.004	1	0
7	妻の家事時間	5371	4.28	0.04	23	0.1
8	夫の週平均家事時間	2709	1.36	0.03	36	0.1
9	子の年齢	4014	9.14	0.08	12	0

第 3 項 推定結果

推定結果は表 7 の通りである。

表 7 推定結果

変数番号	変数名	係数	標準誤差
1	等価世帯可処分所得	-0.4667**	0.0399
2	夫の週平均勤務時間	-0.0161	0.0111
3	夫の週平均残業時間	0.0081	0.0213
4	妻の週平均勤務時間	0.0023	0.0017
5	妻の週平均残業時間	0.1718	0.1649
6	共働きダミー	0.3423	0.6387
7	妻の週平均家事時間	0.9815***	0.1857
8	夫の週平均家事時間	0.0246	0.1307
9	子の年齢	-0.4667***	0.0399
決定係数		0.3196	
***1%有意、**5%有意、*10%有意			

第4項 推定結果の解釈

本項では表8の推定結果をもとに、その結果の解釈について述べる。推定結果を見ると、妻の週平均家事時間に正の有意性、等価世帯可処分所得、子の年齢に負の有意性がある。これらにおいて解釈を述べていく。

まず子供の年齢についてである。子供の年齢が低くなると妻の無償労働時間が増加することが明らかとなった。これは幼い子供ほど育児等の養育といった無償労働時間にかかる手間が増加するため、このような結果が得られたと考えられる。

次に、等価世帯可処分所得についてである。表8に基づくと、等価世帯可処分所得が増加することによって、女性の育児時間が減少することが明らかになった。しかし、係数に着目すると-0.0016と非常に小さい数字をとっていることがわかる。つまり、可処分所得に対して政策を行っても大きな効果を得ることはできない。そのため、現金支給の増額や新たな税額控除の設定などで可処分所得を増やす政策はあまり効果がないと考えられる。また、新たな税額控除については現在、扶養控除が存在する以上、二重控除では控除が限定的であると考えられる。

以上を踏まえて、本稿では可処分所得に左右されるものではなく、現物を支給し、直接的に無償労働時間を減少させるような政策を打ち出す。そこで、次の節では、政策提言の方向性として、児童手当制度の改正を検討していく。

第2節 政策提言 児童手当制度の見直し

第1項 児童手当の現状

内閣府（2022）によると、現在児童手当は、原則として日本国内に在住する中学校卒業までの年齢に当たる15歳の児童を養育している扶養者に現金支給がなされており、内閣府（2018）のデータでは、2018年の段階で、約1500万人の児童が給付対象とされている。そして、その支給額は年齢ごとで段階的に差別化されており、一人当たり月額10,000～15,000円が支給されているという（表8）。また、支給方法は現金支給のみで、ここで受け取った手当の用途は指定されておらず、生活費としての利用でも、将来への備えとしての貯蓄であっても自由に決めることができる。内閣府（2018）によれば、児童手当の用途は「子どもの将来のための貯蓄・保険料」が57.9%と最も高く、その他には「子どもの教育費等」が27.5%、「子どもの生活費」が22.0%であったことから様々な用途で利用されていることがわかる（図9）。

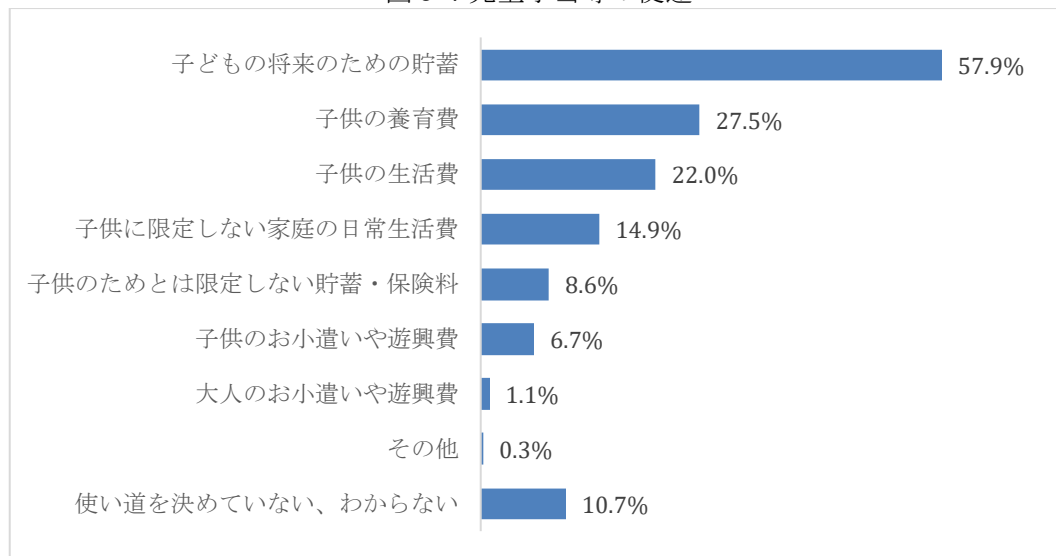
表8：年齢別の児童手当支給額

児童の年齢	支給額（一人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

(内閣府[2022]より 筆者作成)

しかし、現行の制度では扶養者の前年の所得が一定額以上の場合、児童手当の対象から外され、満額の支給がなされない場合がある。さらに、法改正によって令和4年の10月から一定の年収を超えた場合はそもそも児童手当が支給されないことが決定した。具体的には、4人家族（児童が2人＋配偶者の年収が103万円以下）の場合、所得額が736万円以上972万円以下であれば特例給付の対象となり、児童1人につき5,000円の支給、所得額が972万円以上であれば児童手当は支給されないのである（表9）。つまり、現行の制度では高所得者であればあるほど児童手当の支給から遠ざかっていくことがわかる。

図 9：児童手当等の使途



(内閣府[2018] 図表Ⅱ-5-1 より筆者作成)

表 9：児童手当給付の扶養人数別所得制限限度額及び所得上限限度額（単位：万円）

扶養親族等の数	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得制限限度額	収入の目安	所得上限限度額	収入の目安
0	622	833.3	858	1071
1	660	875.3	896	1124
2	698	917.8	934	1162
3	736	960	972	1200
4	774	1002	1010	1238
5	812	1040	1048	1276

(内閣府[2022]より 筆者作成)

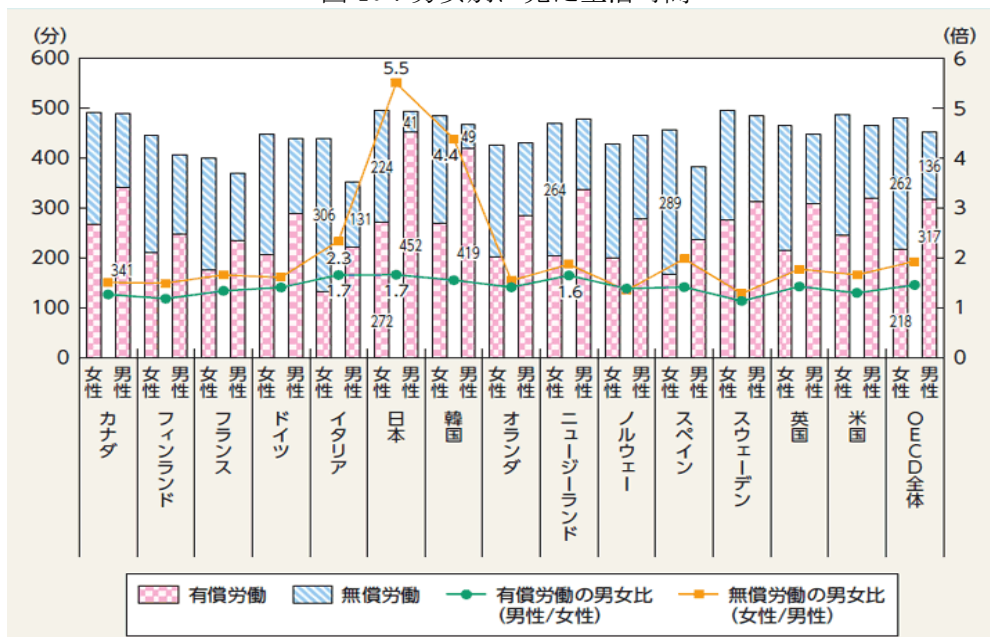
第2項 政策提言の内容

以上が、現行の児童手当制度を取り巻く状況である。よって、ここからは児童手当制度を改正することでどのように男女のワークライフバランス適正化を図るのかについて述べていく。これに当たって本稿では、現行の児童手当に加えて、家事代行サービスに利用できる電子クーポンを配布することを検討する。

先ほどの分析結果から、児童手当の現金支給では本稿の目的である男女のワークライフバランスを適正化させることは難しいことがわかった。そこで、第 3 章の分析から無償労働時間が減少すると満足度が高くなるという結果をもとに無償労働時間をより減少させる政策として家事代行サービスに使用可能な電子クーポンの発行を提言したい。使用先が限定される電子クーポンは現金支給に比べて家事代行サービスに用いる効果が高いと考えられ、より妻の家事時間を減少させることができると考える。なお、ここでのクーポンは、紙のクーポン券ではなく電子クーポンとする。紙のクーポン券の発行は、行政経費を多く必要とすることが、コロナ禍における給付金の支給で明らかとなっている。その上、今日の子育て世帯は、未成年の頃からインターネットやパソコンのある生活環境の中で育ってきたデジタルネイティブ世代であるから、電子クーポンでも支障はかなり少ない。

また、このクーポン発行に行うにあたって現金給付を行う現行の児童手当制度は残す方針である。これは児童手当の政策目的がワークライフバランスの適正化のみを目的としたものではなく、児童の将来的な生活を支援するものでもあるためである（厚生労働省）。よって、本政策では現行の児童手当制度に 10,000 円分の家事代行サービスクーポンを発行することを提唱する。この金額を設定した理由として、週の女性の平均無償労働時間が OECD における平均総労働時間と比べて約 30 分高いことから（図 10）、この差を埋めるための支援としてこの金額を設定した。具体的には、児童がいる世帯の平均子供数は 1.68 人であるという 2020 年の厚生労働省のデータから、世帯当たり月額 16800 円分のクーポンを受け取れることができ、家事代行サービスの 1 時間当たりの平均利用料金が約 1700 円であることから、月に 10 時間分の家事代行サービスを受けることができる（野村総合研究所、2018）。よって、本政策によって大幅な無償労働時間の減少が見込まれる。

図 10：男女別に見た生活時間



(出典：男女共同参画局(2020)「男女共同参画白書 令和2年度版」)

第 5 章 具体的な政策の効果と実現可能性

第 1 節 政策の具体的な効果

本稿では、本政策により期待される具体的な効果について述べる。本政策では最も考えられる効果は電子クーポンの配布による女性の無償労働時間の減少についてである。具体的には、児童がいる世帯の平均子供数は 1.68 人であるとのデータから、世帯当たり月額 16800 円分のクーポンを受け取れることができ、家事代行サービスの 1 時間当たりの平均利用料金が約 1700 円であるとする、1 日平均家事代行サービス利用時間は下記のように求めることができる。

$$\frac{\text{クーポン支給額} \times \text{世帯平均児童数}}{\text{平均家事代行サービス利用料} \times \text{平均月間日数}} = 1 \text{ 日平均家事代行サービス利用時間}$$

$$\frac{10000 \text{ 円} \times 1.68 \text{ 人}}{1700 \text{ 円} \times 30 \text{ 日}} \approx 20 \text{ 分}$$

つまり、1 日当たり 20 分の家事時間が減少することがわかる。これを一週間当たりに換算すると 140 分であり、OECD の平均総労働時間と比較しても大幅に減少することが考えられる。また、第 3 章の分析から 1 時間当たりの無償労働が減少した場合、約 5 % の満足度が上昇したという結果が得られたことから、本政策によって減少すると考えられる 140 分の無償労働時間では約 12 % の満足度が上昇するはずである。

第2節 政策の実現可能性について

最後に、本政策の考慮される問題点と実現可能性について述べていく。本政策では、最終的に現行の一児童手当制度は残しつつ、10,000 円分の電子クーポンを配布することとした。本政策では、所得制限撤廃による対象世帯の拡大と、追加のクーポン発行という政策であるため、相当額の追加費用が発生すると思われる。そのため、政策を実現するにあたって財源確保の難しさが考えられる。具体的な金額としては、現在の児童手当の費用が約 2 兆円であり、支給対象児童の平均支給額が約 11,000 円であることから、児童手当対象世帯に 10,000 円のクーポンを発行するにはほぼ同額の追加費用が必要であることがわかる。つまり、本政策の実現には追加で 2 兆円前後の追加費用がかかると予測される。

こうして、少なくない追加費用が発生することが確認されたが、財源の確保として最も確実性の高いものが、既に社会保障財源となっている消費税の増税による財源確保である。これまでも、消費税率の標準税率を 10%まで引き上げる過程で、その増収分は子ども子育て支援を含む社会保障 4 経費に充当することとした。現在、消費税による税収は約 20 兆円であり、現行の税率が 10%であることから、1%あたりの税金は約 2 兆円であることがわかる（財務省、2022）。また、もともと消費税が導入された目的として、財務省（2022）によると増加し続ける社会保障費の財源を確保する名目で設置されたものであることから、本政策の財源として利用することは趣旨に則っていると考えられる。よって、現行の消費税率 10%から 1%相当分の増税を行い、11%にすることで財源確保は達成されると考えた。

第3節 政策提言のまとめ

以上が本稿の政策提言の内容である。本稿では、政策提言として児童手当支給の対象世帯に対して、10,000 円分の家事代行サービスに使用できる電子クーポンを支給することとした。これは分析の結果から現金支給の増額では女性の無償労働時間を減少させる効果が薄いことが推計されたためであり、より直接的に無償労働時間を減少させるために現物支給で使途の限られる電子クーポンを設定した。また、必要経費面から紙のクーポン券の発行に比べて、電子クーポンはコストが少なく、支給対象の子育て世帯はデジタルネイティブ世代であるため、電子クーポンでも支障はかなり少ないと考えられる。

さらに、課題として考慮される政策費用については現行の児童手当制度と同程度の規模であるという推計から、2 兆円前後を予定しており、この額は消費税 1%分の税収である。

よって、既に社会保障財源となっている消費税を現行の税率 10%から 1 %相当分の増税で財源確保は達成されると考えた。

こうした政策によって、本章第 1 節でも述べたように月に 10,000 円分の電子クーポンを支給することで 1 日当たり 20 分の家事時間が減少することが推計された。現在、1 週間当たりの OECD 平均総労働時間に比べて女性の無償労働時間は長いことがわかっているが、本政策によって、女性の無償労働時間は 1 週間で 140 分も減少することが推計されるため、本稿の目的である男女のワークライフバランス適正化により近づくことができると考えた。

おわりに

本稿では、男女のワークライフバランスの適正化を目指す政策を検討した。そのために「女性の余暇時間の長さの満足度」に着目して分析を行なった。現状分析としては男女間の育児・家事時間の格差や育児休業制度の難点について把握した。そして分析では女性の余暇時間の長さの満足度の要因推定分析を行なった結果、女性の無償労働時間がその満足度に寄与していることが判明した。また、無償労働時間を規定する要因としては等価可処分所得が挙げられたものの、分析結果の係数が小さく影響力が小さいことが判明した。よって可処分所得を増減されるものではなく直接的に無償労働時間を減少させるような政策を打ち出した。具体的には、現行の児童手当制度は残しつつ、既に社会保障財源となっている消費税の増税によって財源を確保し、家事代行サービスを利用できる電子クーポンを1万円分支給する政策である。この政策によって、1週間あたりの家事時間は大幅に減少することが効果として確認されており、満足度も1割ほど上昇することが確認された。

しかし課題として、財源に挙げた消費税の増税の社会的反発は当然予想される。本政策で、提言した増税分は税率1%相当であるが、物価上昇によるプレッシャーは消費者または生産者のいずれかに帰着するものであり、そこをどのように理解してもらうかを今後は議論していく必要がある。また、今回の政策は児童手当の面からのアプローチであり、現行の所得制限をあえて残したままであったが、ワークライフバランスの適正化は全世帯に行うことでより効果が現れる可能性があることから今後は所得によらない幅広い支援策を検討することも考慮していく必要がある。

最後に、本研究が子供を持つ世帯への社会保障制度の検討に貢献し、適切な男女のワークライフバランスが実現することを願い、本稿の締めとする。

参考文献

主要参考文献

・小葉武史・安岡匡也・浦川邦夫（2008）「夫の家事育児参加と出産行動」季刊・社会保障研究 Vol.44 No.4 447 項～459 項

[11957611.pdf \(ipss.go.jp\)](#)

2022 年 8 月 27 日

・神尾真知子（2007）「フランスの子育て支援一家族政策と選択の自由」海外社会保障研究 Autumn 2007 No.160 33 項～72 項

[160_cov.indd \(ndl.go.jp\)](#)

2022 年 10 月 31 日

・厚生労働省（2018）「労働施策基本方針（本体）」

[000465363.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

2022 年 8 月 30 日

・厚生労働省 「仕事と生活の調和」、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/shigoto/index.html

2022 年 8 月 30 日

・厚生労働省 「「働き方改革の」に実現に向けて」、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

2022 年 8 月 30 日

・厚生労働省 「働き方改革関連法等について」

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kai/chihou_suishin/kuni/mhlw.pdf

2022 年 8 月 30 日

・厚生労働省 「同一労働同一賃金特集ページ」、

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

2022 年 8 月 30 日

・厚生労働省（2014 年）「世界、国、地方における WLB の動きやその狙いについて」

https://www.city.sumida.lg.jp/kosodate_kyouiku/kosodate_site/kosodate_keikaku/kosodatekaigi/h26/gakurei8.files/gakurei8-1.pdf

2022 年 10 月 30 日

・厚生労働省 「イクメンプロジェクト 育児休業を取る 育児休業制度とは」

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/employee/system/>

2022 年 10 月 30 日

- ・厚生労働省「育児・介護休業法 改正のポイントのご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>

2022 年 10 月 30 日

- ・厚生労働省（2021）, 「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 令和 4 年 4 月 1 日から 3 段階で施行」 [000789715.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf)

2022 年 10 月 22 日

- ・厚生労働省（2022）, 「第 1 章第 2 節 アメリカ合衆国（United States of America）社会保障施策」 2021 年 海外情勢報告書

[t1-03.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/t1-03.pdf)

2022 年 10 月 26 日

- ・厚生労働省（2022）, 「第 1 章第 2 節 アメリカ合衆国（United States of America）労働施策」

2021 年 海外情勢報告

[t1-02.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/t1-02.pdf)

2022 年 10 月 26 日

- ・厚生労働省（2022）, 「第 2 章第 1 節 フランス共和国（French Republic）社会保障施策」

2021 年 海外情勢報告書

[t2-02.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/t2-02.pdf)

2022 年 10 月 27 日

- ・厚生労働省「児童手当制度の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jidou-teate.html>

2022 年 11 月 1 日

- ・厚生労働省（2020）「2019 年 国民生活基礎調査の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/14.pdf>

2022 年 11 月 1 日

- ・国税庁「No.1180 扶養控除」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm>

2022 年 10 月 31 日

- ・小林真・井加田和奏（2021）「働き方改革は幼児の父親の育児参加を促すか—富山県内における調査から—」 富山大学人間発達科学紀要 第 15 巻第 2 号 191 項～195 項

[01-21_15-2_page191to195 \(1\).pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/01-21_15-2_page191to195_(1).pdf)

2022 年 8 月 27 日

- ・財務省「子供がいる場合には、税金はどう変わるのですか？」

https://www.mof.go.jp/tax_information/ganda003.html

2022 年 10 月 31 日

- ・財務省「消費税の使途に関する資料」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d05.htm

2022 年 10 月 31 日

- ・財務省「税収に関する資料」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm

2022 年 10 月 31 日

- ・財務省「平成 30 年度 税制改正 Chapter1 個人所得課税」

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2018/01.htm#a02

2022 年 11 月 3 日

- ・佐々木昇一（2018）「ワーク・ライフ・バランス時代における男性の家事育児時間規定要因等に関する実証分析」生活経済学研究 Vol. 47 47 項～66 項

[ja \(jst.go.jp\)](http://jst.go.jp/ja)

2022 年 9 月 3 日

- ・白波瀬佐和子（2007）「アメリカの子育て支援—高い出生率と限定的な家族政策」海外社会保障研究 Autumn 2007 No. 160 99 項～110 項

[160_cov.indd \(ipss.go.jp\)](http://160_cov.indd(ipss.go.jp))

2022 年 10 月 30 日

- ・首相官邸（2014）「アベノミクス「3本の矢」」、

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/seichosenryaku/sanbonnoya.html>

2022 年 8 月 30 日

- ・首相官邸（2014）「人材の活躍強化～女性が活躍する日本！～」、

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/seichosenryaku/kagayaku_josei.html

2022 年 8 月 30 日

- ・土居丈朗(2010) 「子ども手当で導入に伴う家計への影響分析 JHPS を用いたマイクロシミュレーション」『経済研究』第 61 巻第 2 号 pp. 137-153

- ・土居丈朗(2017)「わが国の所得税の控除が所得格差是正に与える影響—配偶者控除見直しに関するマイクロシミュレーション分析—」『経済研究』第 68 巻第 2 号 pp. 150-168

- ・土居丈朗(2021), 「所得税改革が世代間格差に与えた影響に関するマイクロシミュレーション分析」, 『三田学会雑誌』第 113 巻第 4 号, pp. 35-48

・内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、
<https://www.cao.go.jp/wlb/government/20barrier.html/20html/charter.html>
2022 年 8 月 30 日

・内閣府「新しい少子化対策」
https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h19/zei/zei_syoshika.html
2022 年 10 月 31 日

・内閣府「児童手当制度のご案内」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/annai.html>
2022 年 10 月 31 日

・内閣府「5 経済的支援（児童手当・税制）」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2005/17webhonpen/html/h1420500.html>
2022 年 10 月 31 日

・内閣府「3 欧米諸国の政策の動向」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2007/19webhonpen/html/i1423100.html>
2022 年 10 月 31 日

・内閣府(2022)「児童手当のご案内」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/annai.html>
2022 年 11 月 1 日

・内閣府(2022)「児童手当 Q&A」
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/ippan.html>
2022 年 11 月 1 日

・内閣府(2018)「平成30年度 児童手当事業年報」
https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/pdf/30_nenpou/zentai.pdf
2022 年 11 月 1 日

・内閣府男女共同参画局 「ワーク・ライフ・バランスの実現」、
<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/workstyle/wlb/>
2022 年 8 月 30 日

・内閣府男女共同参画局(2021 年 5 月)、「共同参画」2021 年 5 月号、
https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2021/202105/202105_05.html
2022 年 8 月 18 日

- ・内閣府男女共同参画局、「ジェンダー平等加速プログラム」、

https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_cgga/pdf/1.pdf

2022 年 8 月 18 日

- ・内閣府男女共同参画局、「コラム 1 生活時間の国際比較」、

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/column/clm_01.html

2022 年 9 月 4 日

- ・内閣府男女共同参画局（2013 年）「第 2 節 女性の労働力（M 字カーブ）の形状の背景」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h25/zentai/html/honpen/b1_s00_02.html

2022 年 10 月 30 日

- ・内閣府男女共同参画局（2019 年）「共同参画」2019 年 5 月号」

https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2019/201905/201905_02.html

2022 年 10 月 30 日

- ・内閣府男女共同参画局「I 一特-15 図 産業別修吾油者の女性比率」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h28/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-15.html

2022 年 10 月 30 日

- ・永井暁子（2010）「父親の子育てによる子供への影響」季刊家計経済研究 2010 SPRING No. 86 45 項～52 項

[086_06.pdf \(kakeiken.org\)](https://www.kakeiken.org/086_06.pdf)

2022 年 8 月 25 日

- ・ニッセイ基礎研究所「男性の育休取得の現状-2020 年は過去最高で 12.7%、5 日未満が 3 割、業種で大きな差」

<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=68650?pno=2&site=nli>

2022 年 10 月 30 日

- ・日本経済新聞（2022 年 7 月 31 日）、「ジェンダーギャップとは 日本は G7 で最低：日本経済新聞、

[DGXZQ0FE275J00X20C22A7000000](https://www.nikkei.com/DGXZQ0FE275J00X20C22A7000000)

2022 年 8 月 18 日

- ・日本生命「第 133 回 児童手当の見直し-2022 年 10 月から年収 1200 万円以上は廃止へ」

<https://www.nissay.co.jp/enjoy/keizai/133.html>

2022 年 10 月 30 日

- ・野村総合研究所(2018)「平成 29 年度商取引適正化・製品安全に係る事業（家事支援サービス業を取り巻く諸課題に係る調査研究）調査報告書」

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000261.pdf

2022 年 10 月 30 日

- ・本保恭子・八重樫牧子（2003）「母親の子育て不安と父親の家事・子育て参加との関係性に関する研究」川崎医療福祉学会誌 Vol.13 No.1 2003 1 項～13 項

[01-motoyasu.pdf](#)

2022 年 9 月 4 日

- ・松田茂樹・鈴木征男（2002）「夫婦の労働時間と家事時間の関係—社会生活基本調査の個票データを用いた夫婦の家事時間の規定要因分析—」華族社会学研究 第 13 巻第 2 号 2002. 3 73 項～84 項

[ja \(jst.go.jp\)](#)

2022 年 9 月 2 日

- ・吉田千鶴（2015）「日本の共働き世帯における夫と妻の幸福度と子供、時間配分」季刊家計経済研究 SPRING No.106

[106_02.pdf](#)

2022 年 11 月 3 日

引用文献

- ・内閣府男女共同参画局（2020）「令和 2 年版男女共同参画白書概要」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/gaiyou/pdf/r02_gaiyou.pdf

2022 年 9 月 4 日

データ出典

- ・厚生労働省（2020）「令和 2 年度雇用均等基本調査」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r02/07.pdf>

2022 年 9 月 4 日

- ・厚生労働省（2017）「平成 29 年度 仕事と育児の両立に関する実態把握のための 調査研究事業報告書」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11900000->

[Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174277_3.pdf](https://www.koyoukintoujidoukateikyoku/0000174277_3.pdf)

2022 年 9 月 4 日

- ・厚生労働省「図表 1-1-7 出生数、合計特殊出生率の推移」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/backdata/01-01-01-07.html>

2022 年 10 月 30 日取得

- ・厚生労働省「図表 1-8-1 育休取得率の推移」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/backdata/02-01-08-01.html>

2022 年 10 月 30 日取得

- ・男女共同労働局（2020）「男女共同参画白書 令和 2 年版」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-c01-01.html

2022 年 9 月 4 日

- ・内閣府「第 1 部 少子化対策の現状（第 1 章）」

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2021/r03webgaiyoh/html/gbl_s1.html

2022 年 9 月 4 日

- ・内閣府男女共同参画局（2022 年 8 月）「共同参画」2022 年 8 月号、

https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2022/202208/202208_07.html

2022 年 8 月 18 日

- ・内閣府（2019）「児童手当等の使途に関する意識調査 報告書」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/pdf/chousa/jite/houkokou1.pdf>

2022 年 11 月 1 日

- ・Data Commons「プレイス エクスプローラ フランス」

https://datacommons.org/place/country/FRA?utm_medium=explore&mprop=fertilityRate&popt=Person&cpv=gender%2CFemale&hl=ja

2022 年 10 月 31 日取得

- ・JHPS/KHPS2011-2020 「日本家計パネル調査」